

2026 年度後期 小樽商科大学 高等教育の修学支援新制度のしおり (日本学生支援機構給付奨学金+授業料等減免)

《目次》

I. 「高等教育の修学支援新制度」の概要	・・・ 2～3 ページ
II. 支援要件、支援区分及び支援内容	・・・ 4～8 ページ
III. (希望者のみ) 授業料徴収猶予制度	・・・ 9 ページ
IV. 既に制度を利用している(給付奨学生の資格を持つ)者	・・・ 10 ページ
V. 申請手順(これから新規に申請する者)	・・・ 11～14 ページ
VI. 採用後の手続き	・・・ 15 ページ

－ 注意事項 －

◆大学からの連絡について

受付後に書類不備や確認が必要な事項が判明したり、成績基準を満たさない場合の追加書類が生じたりした場合、大学メールアドレス(g1~@edu.otaru-uc.ac.jpのアドレス)へ追加書類の提出等を指示することがあります。そのため大学メールアドレス宛のメールを Outlook から常に確認し見落とすことがないようにお願いいたします。

※原則、大学メールアドレスへ連絡しますが、緊急時には大学に登録されている電話番号宛に連絡する場合があります。

また、以下の連絡先を事前に登録し、大学からの連絡には、速やかに対応してください。

(学生支援課学生支援係)

TEL : 0134-27-5245 E-Mail : g-shien@office.otaru-uc.ac.jp

申請受付後であっても、大学から追加で指示された書類を指定された期限までに提出しなかった場合や大学からの連絡に応じなかった場合は、書類不備として審査の対象から除外します。

また、提出書類の記載内容等が事実と異なることが判明した場合、減免等の許可を取り消すこととなりますので十分注意してください。**※懲戒処分等の対象となる場合があります。**

◆奨学金に関する問い合わせ先について

奨学金に関して質問等がある場合は、学生センター窓口(学生支援係)に直接申し出るか、大学ホームページに設置している「お問い合わせフォーム」から質問してください。大学では寄せられた質問を附番して記録保存し、順に回答を実施するため、直接上記 TEL・E-Mail への質問等には原則応じません。

(在学生・卒業生等 お問い合わせフォーム)

<https://www.otaru-uc.ac.jp/inquiry/form/>

I. 「高等教育の修学支援新制度」の概要

- 「高等教育の修学支援新制度」とは、文部科学省により 2020 年 4 月から実施されている制度です。
- 本制度では、①日本学生支援機構（以下「JASSO」という。）による給付奨学金の支給と、②授業料等の減免（入学料・授業料の一部減額や全額免除）の、2つの支援を受けることができます。
- 本制度の対象は、JASSO の定める基準（学業・家計等）を満たす世帯の学生となります。JASSO が審査を行い、各学生に「支援区分」を定め、その「支援区分」に応じて給付奨学金や授業料等減免の内容（採否、金額等）が決定されます。
- よって、授業料等減免の支援を希望し受けるためには、給付奨学金の支給を望まなくても必ず、大学への授業料等減免の申請だけでなく、給付奨学金への申請（又は既に採用者であること）が必要となります。
- なお、2025 年 4 月から、従来の支援内容に加えて、制度に「多子世帯の大学等授業料等無償化」が拡充されました。授業料等全額免除のみを希望し給付奨学金が不要であっても、給付奨学金へ申請し奨学金給付額 0 円の給付奨学生になる必要があります。

【修学支援新制度に基づく入学料・授業料免除のしくみ(2020 年4月～)】

高等教育の修学支援新制度 学びを、お金で、あきらめない。

2020年4月からスタートした返還不要の給付型奨学金と授業料・入学金の減免が拡大中！



どんな学生が対象になるの？

要件を満たす学生が対象で、入学生も在学学生も対象です！

世帯収入などの要件を満たしていること & 進学先で学ぶ意欲がある学生であること

★高校までの成績だけで判断せず、レポートなどで学ぶ意欲を確認!!

対象になる学校は？

一定の要件を満たすことを国等が確認した大学、短期大学、高等専門学校(4年・5年)、専門学校が対象です。

★通いたい学校・在学している学校が対象かはこちらからチェック！



どんな支援が受けられるの？

世帯年収や、扶養する子供の数の状況に応じ、返還不要の給付型奨学金や授業料・入学金の減額・免除が受けられます。

授業料・入学金の減免を利用することにより、家計負担が減少(イメージ)

国からの支援 ※支払いが減免

給付型奨学金を利用することにより家計負担が減少(イメージ)

国からの支援 ※現金の支給

支援額は？ ※支援額は単位未満を四捨五入しています。

授業料等減免の上限額(年額)

国公立か、私立かや、学校種に応じて支援額が変わります。

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	28万円	54万円	26万円	70万円
短期大学	17万円	39万円	25万円	62万円
高等専門学校	8万円	23万円	13万円	70万円
専門学校	7万円	17万円	16万円	59万円

①扶養する子供が1人又は2人の場合

上限額まで支援 2/3まで支援 1/3まで支援 1/4まで支援

～約270万円 ～約300万円 ～約380万円 ～約600万円(※1)

(※1)私立理工農系のみのみ、ただし大学・高専は1/3まで支援

②扶養する子供が3人以上の場合(R7～)

上限額まで支援

所得制限なし

給付型奨学金の支給額(年額)

国公立かや、私立かのほか、通学形態に応じて支援額が変わります。

		自宅通学	自宅外通学
大学・短期大学・専門学校	国公立	35万円	80万円
	私立	46万円	91万円
高等専門学校	国公立	21万円	41万円
	私立	32万円	52万円

上限額まで支援 2/3まで支援 1/3まで支援 1/4まで支援

～約270万円 ～約300万円 ～約380万円 ～約600万円(※2)

(※2)多子世帯のみ。

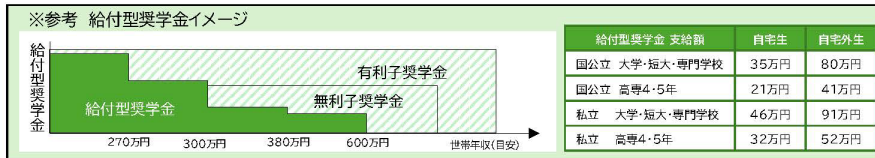
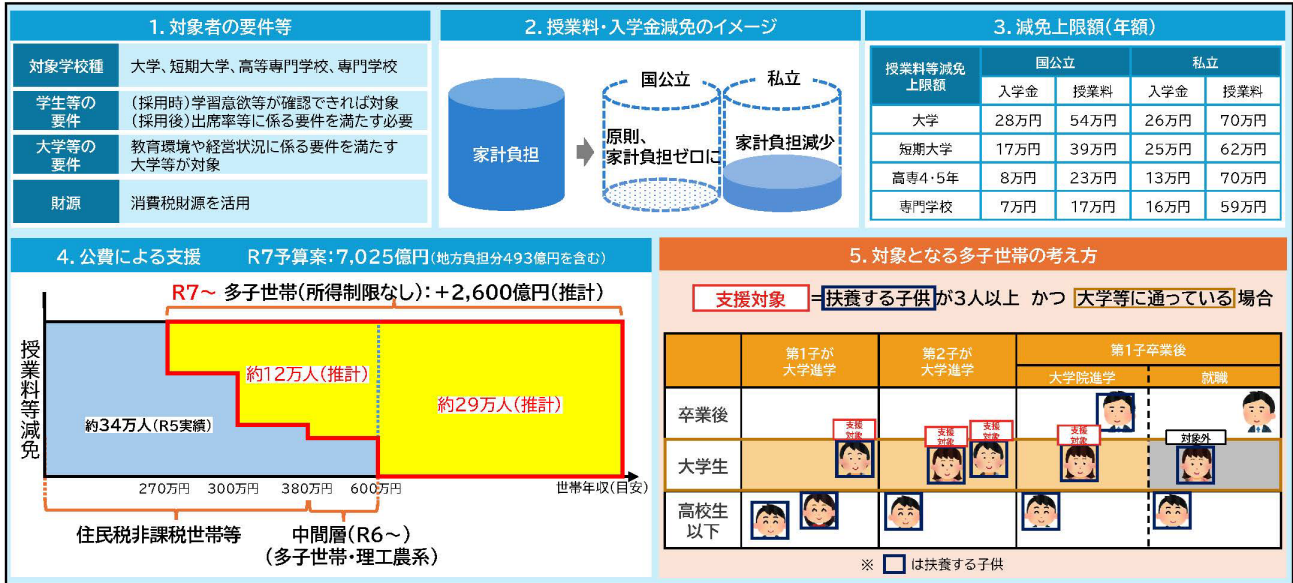
まずは、在籍する高校や大学等、もしくは、日本学生支援機構(0570-666-301)に相談！

令和7年度からの多子世帯に対する大学等の無償化について

こども未来戦略(令和5年12月閣議決定)に基づき多子世帯の学生等に対して大学等の授業料・入学金を、国が定めた一定額まで減額・免除する。

⇒高等教育費を理由として理想の数の子供を諦めることがない社会の実現に寄与。

※理想の子供数が3人以上の場合において、理想の数を諦める理由として、子育て・教育費を挙げる割合が顕著となっている。



こども未来戦略(令和5年12月閣議決定)抜粋

高等教育費により理想のこども数を持てない状況を払拭するため、**2025年度から、多子世帯の学生等については授業料等を無償とする措置等を講ずる**こととし、対象学生に係る学業の要件について必要ない見直しを図ることを含め、早急に具体化する。

令和7年度から、子供3人以上の世帯への大学等の授業料等の無償化を拡充します！ (「高等教育の修学支援新制度」の拡充)



開始時期	令和7年度～(入学生及び在学生) ※4年制の大学であれば、1年生だけでなく、2～4年生も対象となります。	所得に関する要件	所得基準 制限なし
支援対象	子供3人以上の世帯の学生	学業意欲・成績に関する要件	採用前 学修意欲があれば採用 採用後 学修意欲と成果を毎年確認
支援金額	授業料70万・入学金26万 (私立大学の場合、4年間で最大70万円×4年+26万円を支援) ※現金支給ではなく、各学校の授業料等が減額されます。	※「高等教育の修学支援新制度」における各要件の詳細やQ&Aについては、文部科学省ウェブサイトを確認	
申込手続	令和7年度入学後各学校窓口で (各学校を通じて、日本学生支援機構へ申し込みます) ※令和8年度進学予定の高校3年生から、令和7年度中に事前の予約申込が可能となります。	QRコード	

扶養する子供が3人以上の世帯が対象 ※○が多子世帯の支援対象 3人以上を同時に扶養(経済的に支援)している間は、第1子から支援対象 - 第1子が就職するなど、扶養から外れた場合は支援対象外	税情報(マイナンバー)で扶養する子供の数を確認 マイナンバー - 学生と生計維持者のマイナンバーを通じて、世帯で扶養する子供の数の情報を確認 - 子供の数の情報は、毎年12月31日時点の情報が基準	要件を満たした学校が対象 一定の要件を満たした学校が対象(大学・短期大学・高等専門学校(4・5年)・専門学校) 対象となる大学等の一覧はこちら
---	---	---

Ⅱ. 支援要件、支援区分及び支援内容

大学に在学している人で、以下の(1)から(4)のいずれにも該当する人が支援対象となります。全て満たしている方が申請できます。

本書類では給付奨学金制度の一部を抜粋して説明していますので、詳細は、本書類とともに配付している「[2026年度奨学金案内ダイジェスト](#)」及び JASSO のホームページに電子版のみで掲載されている「[2026年度在学者用給付奨学金案内](#)」(以下「案内」という。)の各項目をご確認ください。

(1) 大学等への入学時期等に関する要件 (該当しない人は申請できません)

「案内」をご確認ください。その要件の中で、「高等学校等を初めて卒業(修了)した日の属する年度の翌年度の末日から大学等へ入学した日までの期間が2年を経過していない人」と定められておりますので、本制度では、大学院生や、3浪以上の学部生等は対象外ということになります。

(2) 学業成績等に係る基準 (該当しない人は推薦できません)

在籍年数	学業成績に係る基準
入学後1年を経過していない人 (主に1年生・編入生)	次の①～③のいずれかに該当すること。 ① 高等学校等における評定平均値が3.5以上であること、又は、入学者選抜試験の成績が入学者の上位1/2の範囲に属すること。 ② 高等学校卒業程度認定試験の合格者であること。 ③ 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること。 ※ ①、②に該当しなかった場合、申請後に別途③の学修計画書の作成・提出を求めることがあります。
入学後1年以上を経過した人 (主に2年生以上)	次の①、②のいずれかに該当すること。 ① GPA(平均成績)等が在学する学部等における上位1/2の範囲に属すること。 ② 修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること。 ※ <u>採用基準となる GPA、修得単位数はともに「入学時から前年度(前学年)末までの累積」によって判定されます</u>。 ※ 標準単位数以上でないことについて、災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められる場合には、修得単位数が標準単位数未満であっても、学修意欲を有することが確認できればこの基準を満たすことになります。 ※ ①に該当しなかった場合、修得した単位数が標準単位数以上であれば、申請後に別途②の学修計画書の作成・提出を求めることがあります。 <u>ただし、在学中の学業成績が下記の1～2のいずれかに該当する場合は、申請できません。</u> 1. 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。 2. 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること。

※上記でいう標準単位数、標準修得単位数とは次の表の数値のことを指します。

区分	標準修得単位数
2年次生	31単位
3年次生	62単位
4年次生	93単位

(3) 家計に係る基準（該当しない人は採用されません）

あなたと生計維持者が、本ページ以降の「収入基準」及び「資産基準」のいずれにも該当する必要があります。

(4) 在留資格等に関する要件（日本国籍でない場合）

外国籍の人は、在留資格等によっては申請できません。詳細は、「案内」をご確認ください。つまり、在留資格が「留学」の場合は申請できませんので、**本制度において、私費外国人留学生は対象外**ということになります。

○支援区分と収入基準

収入については、JASSO に提出されたマイナンバーにより、後期では、2025 年（1 月 1 日～12 月 31 日）の収入に基づく 2026 年度住民税情報により算出された支給額算定基準額が下表に該当するか、JASSO が判定します。詳細は、「案内」を確認してください。

給付奨学金の 支援区分	収入基準
第Ⅰ区分	あなたと生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること（支給額算定基準額の合計が 100 円未満）
第Ⅱ区分	あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が 100 円以上 25,600 円未満であること
第Ⅲ区分	〃 の支給額算定基準額の合計が 25,600 円以上 51,300 円未満であること
第Ⅳ区分	〃 の支給額算定基準額の合計が 51,300 円以上 154,500 円未満であり、多子世帯に属していること
（上記以外の） 多子世帯	多子世帯に属していて申込日時点のあなたと生計維持者の資産額の合計が 3 億円未満の人のうち、収入基準が第Ⅳ区分を超えている場合又は資産額が 5,000 万円以上の場合

※支給額算定基準額の計算式は、

$$\text{課税標準額} \times 6\% - (\text{市町村民税調整控除額} + \text{市町村民税調整額}) \quad (100 \text{ 円未満切り捨て})$$

ですが、詳細は必ず「案内」を確認してください。

また申請前に、収入基準を満たすかどうか、以下の 3 通りの方法で確認しておくことをおすすめします。ただし、ご自身で試算された結果が支給の対象外であっても、実際の選考では対象となる場合もありますが、逆に支給の対象となるような試算結果となっても、実際の選考では対象にならない場合もあります。

(1) 「進学資金シミュレーター/奨学金シミュレーション」を使う（JASSO ホームページ）

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/document/shogakukin-simulator.html>

(2) 市町村役場で取得できる課税証明書を使って自分で計算する

(3) 「支給額算定基準額判定ツール」を使って試算する（JASSO ホームページ）※入力にあたっては、課税証明書に記載されている数値に基づいて入力ください

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/kyufu/tekikaku_kakei/shienkubun.html

※収入・所得の上限額の目安は、下記の JASSO ホームページから確認してください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/zaigaku.html>

「生計維持者の考え方」「資産基準」「多子世帯に属している」ことの条件は次ページで説明します。

○生計維持者の考え方

生計維持者とは、原則あなたの父母2名（父母ともにいない場合は代わって生計を維持している主たる人）です。詳細は、「案内」及び [JASSO ホームページに掲載の「生計維持者について」「生計維持者に係るQ&A」](#) を必ず確認してください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/seikei_izisha.html

○資産基準

申込日時点のあなたと生計維持者の資産額の合計が 5,000 万円未満であること。多子世帯の支援を受ける場合の資産基準は、3 億円未満となります。詳細は、「案内」を確認してください。

○多子世帯について

「多子世帯に属している」とは、あなたが生計維持者に扶養されており、かつ以下のうちいずれか小さい方の数が3 以上である場合をいいます。[本人所得合計額が 48 万円以下になっていない場合は多子世帯とはなりません。](#)

- ・あなたが奨学金申込時に入力した生計維持者の扶養親族のうち生計維持者の子どもに該当する者の数
- ・あなたの生計維持者全員の市町村民税情報における扶養親族の数の合計
※市町村民税における配偶者は扶養親族には含まれません。

なお、第Ⅰ区分～第Ⅲ区分の収入基準にあって、かつ多子世帯に属している場合は、支援区分の後ろに「（多子）」が付いて表記されます。（例 「第Ⅱ区分（多子）」）

市町村民税情報における扶養親族の数は、[2026 年度後期の場合、2025 年 12 月 31 日時点の扶養状況で、生計維持者（父母）に扶養されている子どもの数が3 人以上であれば、多子世帯の条件に合致することとなります。](#)

・多子世帯である場合の例：

本人（世帯の次男）が小樽商科大学に在学しており、その他に世帯に長男、長女がいる。[2026 年 4 月](#)に世帯の長男が就職して扶養から外れ、[2026 年 4 月](#)現在扶養されているのは世帯で2 人である。

→[2025 年 12 月 31 日時点](#)で、その長男が扶養されていたということであれば、長男も多子世帯の条件における扶養されている子どもの数に含まれることになり、[2026 年度後期](#)における多子世帯の条件に合致します。

また、[2025 年 12 月 31 日時点](#)の扶養状況では多子世帯に合致しないが、[2026 年 1 月 1 日～2026 年 8 月 31 日まで](#)に生まれた新たな子を含むことによって、扶養されている子どもの人数が3 人になるという者は、別途対象者のみの書類を提出することで、多子世帯に判定される場合がありますので、その場合は学生センター窓口（学生支援係）にすぐご相談ください。

○支援内容（原則修業年限の終期まで受けられます）

給付奨学金の支援区分	給付奨学金（月額）		授業料等減免
	自宅通学	自宅外通学	
第Ⅰ区分 第Ⅰ区分（多子世帯）	29,200 円（33,300 円）	66,700 円	全額免除
第Ⅱ区分 第Ⅱ区分（多子世帯）	19,500 円（22,200 円）	44,500 円	3 分の 2 減額
			全額免除
第Ⅲ区分 第Ⅲ区分（多子世帯）	9,800 円（11,100 円）	22,300 円	3 分の 1 減額
			全額免除
第Ⅳ区分（多子世帯）	7,300 円（8,400 円）	16,700 円	全額免除
（上記以外の）多子世帯	0 円		全額免除

※1 奨学生採用後、毎年1度の支援区分の見直しにて**収入基準等により支援区分対象外となった場合**、「－（ハイフン）」の区分となり、次回1年後の支援区分の見直しまで、給付奨学金の支給なし（0 円）及び授業料等減免なしとなります。

※2 奨学生採用後、毎年1度の認定にて**学業成績不振を理由とする停止となった場合**は、支援区分が付与されていても、停止理由が解消されるまで（最低1年間）、給付奨学金の支給なし（0 円）及び授業料等減免なしとなります。

※3 生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活保護（扶助の種類を問いません）を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要としている人で児童養護施設等から通学し、「自宅通学」扱いの人は、**給付奨学金月額が各表のカッコ内の金額**となります。

○自宅通学・自宅外通学

申込時に「自宅外通学（＝あなたが生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している状態のこと）」を選択し、既に自宅外通学している者であっても、**当初は「自宅通学（＝あなたが生計維持者と同居している状態のこと）」の支給月額が振り込まれます。**

自宅外月額での奨学金振込みは、自宅外通学証明書等を大学所定の期限までに提出し、JASSOにて不備なく審査終了した後になります。なお、審査終了後の奨学金振込日において「自宅外通学」が認められた月からの差額がまとめて振り込まれます。「案内」も必ずご確認ください。

※書類を提出してから JASSO での審査終了までに3か月程度かかります。

※「自宅外通学」が認められた月の振込額は「当月分」＋「これまでの差額」となります。

ただし、所定の期限までに不備のない書類の提出がなく、JASSO にて遅れて審査終了となった場合は、証明書等が JASSO にて不備なく受け付けられた月から自宅外月額に変更されます。

自宅外通学証明書等の提出対象、提出書類、提出方法等、詳細は、採用決定後の奨学金採用者説明会にて説明します。

○第一種奨学金との併用

給付奨学金を受けている人が併せて第一種奨学金の貸与を受ける場合、給付奨学金の支援区分に応じて第一種奨学金の貸与月額が調整されます（これを併給調整といいます）。

この場合、奨学金申込時に選択した月額から調整（減額又は増額）されることになりますので注意してください（一定の期間0円となる場合もあります）。「案内」も必ずご確認ください。

給付奨学金の支援区分	併給調整時の第一種奨学金貸与月額	
	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分（多子世帯含む全て）	0 円	0 円
第Ⅱ区分（多子世帯含む全て）	0 円	0 円
第Ⅲ区分	20,300 円（25,000 円）	13,800 円
第Ⅲ区分（多子）	0 円	0 円
第Ⅳ区分（多子）	0 円	0 円
（上記以外の）多子世帯	300 円	6,300 円

※生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による生活保護（扶助の種類を問いません）を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要としている人で児童養護施設等から通学し、「自宅通学」扱いの人は、併給調整時の第一種奨学金貸与月額が各表のカッコ内の金額となります。

Ⅲ. (希望者のみ) 授業料徴収猶予制度

授業料について特別の事情により期限までの納付が困難であると認められる学生に対して、願出により授業料の徴収猶予を許可することがあります。本制度の希望者は、毎年度、「前期」と「後期」ごとに「授業料徴収猶予制度」に申請する必要があります。

給付奨学金不採用又は授業料等の一部減額を受けられる支援区分となった場合で、本制度を希望しなかったとき、減免されなかった授業料等の金額については、減免等の決定通知に記載される大学所定の期日までに速やかに納めなくてはなりません。つまり授業料徴収猶予制度への申請がない者は、減免等結果通知時期からあまり期間を空けずに納付していただくということです。よって、減免等結果通知を受けてすぐに納められない可能性がある者は、本制度への申請を検討してください。

上記を確認の上、本制度を希望する者は、以下の大学ホームページから「授業料徴収猶予願」をダウンロード・印刷・内容を記入し、電子データ(画像、スキャンした PDF、Word ファイルなど)に変換して、**授業料免除等申請書類提出フォーム**から提出してください。

【掲載場所】

大学ホームページ > 在学生 > 授業料・奨学金 > 高等教育の修学支援新制度、入学科・授業料の免除、徴収猶予 > IV. 授業料徴収猶予 > ◆申請に係る様式

URL : <https://www.otaru-uc.ac.jp/student/exemption/>

【ダウンロード先 QR】→



【提出先】 **授業料免除等申請書類提出フォーム**から提出してください。

URL : <https://www.otaru-uc.ac.jp/student/exemption/jugyouryou/>

【申請期限：10月26日（月）】

※提出期限後の申請は受け付けられませんので、余裕をもってご提出ください。

本制度に申請し、許可された者の納付期限は下記のとおりとなります。

★徴収猶予を申請し、許可された者の授業料残額納付期限

2027 年 3 月卒業予定者・・・ 2027 年 2 月 12 日（金）（予定）

上記以外の学生・・・ 2027 年 2 月 26 日（金）（予定）

なお、これを 2027 年度前期以降も每期受けるためには、授業料等の徴収猶予も每期申請しなければなりません。今回一度申請したらその後も自動適用されるわけではありません。

※以下のいずれかに該当する場合は、徴収猶予の対象にはなりません。

1. (1 年生の後期以降) 前の期分の授業料を滞納している場合
2. 既に当該年度分又は当該期分の授業料を納付した場合

IV. 既に制度を利用している（給付奨学生の資格を持つ）者

★9月上旬以降にスカラネット・パーソナルにログインして、ご自身の給付奨学金の詳細情報の「状態」や現在の支援区分を必ずご確認ください。

（1）原則

→2026 年 10 月に認定される支援区分に基づき自動的に 2026 年度後期授業料等減免申請者として取り扱います。そのため新たに申請書類を提出する必要はありません。

ただし、2026 年 10 月に認定される支援区分は、2026 年 9 月上旬以降にスカラネット・パーソナルにて公開されますので、必ず支援区分の確認を行ってください。

・支援区分の確認の結果、多子世帯でない第Ⅱ・Ⅲの支援区分である者（＝授業料等減免全額免除ではない者）で授業料残額の徴収猶予を希望し申請する場合は、「Ⅲ. 授業料徴収猶予制度」の内容を参照の上、ホームページから「授業料徴収猶予願」をダウンロード・印刷・内容を記入し、電子データ（画像、スキャンした PDF、Word ファイルなど）に変換して、**【10 月 26 日（月）まで】**に、**授業料免除等申請書類提出フォーム**から提出してください。

・現在、多子世帯の支援区分に認定されていないが、2026 年 1 月 1 日～2026 年 8 月 31 日までに「新たに生まれた子等」のいる世帯は、新たに多子世帯に判定できます。該当する場合は学生センター窓口（学生支援係）にすぐご相談ください。

・交換留学（派遣留学）中の者でかつ「JASSO 海外留学支援制度（協定派遣）」の奨学金を受けるために給付奨学金を振込停止している者であっても、授業料等減免は 2026 年 10 月に認定される支援区分に基づき自動的に 2026 年度後期授業料等減免申請者として取り扱います。

・10 月 1 日時点で休学中の者は、「高等教育の修学支援新制度」ではなく休学を理由として、休学期間中の 2026 年度後期授業料が免除されます。

（2）適格認定（学業）の判定結果が「停止」又は「廃止」により、学業成績不振を理由として4月から奨学金が停止となっている者

→判定結果が「停止」の者は、支援区分が付与されていても、停止理由が解消されるまで（最低1年間）、給付奨学金の支給なし（0 円）及び授業料等減免なしとなっております。判定結果が「廃止」の者は、給付奨学金の支給なし（0 円）及び授業料等減免なしであり復活することはありません。そのため、いずれの者も 2026 年度後期は 11 月 24 日（火）に授業料の口座引き落としを行います。

・上記の結果を踏まえて、授業料等の徴収猶予を希望する場合は、別途申請が必要です。「Ⅲ.（希望者のみ）授業料徴収猶予制度」の内容を参照の上、ホームページから「授業料徴収猶予願」をダウンロード・印刷・内容を記入し、電子データ（画像、スキャンした PDF、Word ファイルなど）に変換して、**【10 月 26 日（月）まで】**に、**授業料免除等申請書類提出フォーム**から提出してください。

授業料等減免の審査及び授業料等の徴収猶予申請・審査は、每期（前期・後期）行います。每期しおりも作成して案内しますので、今期以降も、每期必ずその内容を確認してください。

V. 申請手順（これから新規に申請する者）

○申請の流れ（「案内」の記載とは一部異なり、独自の流れがありますのでご注意ください。）

- （１）申請関係書類の取得
- （２）大学への事前フォーム報告
- （３）各種書類の記入
- （４）スカラネット入力
- （５）インターネットによるマイナンバーの提出
- （６）「奨学金確認書兼地方税同意書」の郵送

（１）申請関係書類の取得

学生センター内に以下４点の書類を設置しておりますので、学生ご自身で書類を取得してください。

- ・「**2026 年度後期** 小樽商科大学 高等教育の修学支援新制度のしおり（日本学生支援機構給付奨学金+授業料等減免）」（本書類）
- ・「**2026 年度奨学金案内ダイジェスト**」
- ・「スカラネット入力下書き用紙」（以下「下書き用紙」という。）
- ・「**奨学金確認書兼地方税同意書**」のセット（黄緑色の封筒。封入されている同意書はそれぞれ違うIDが印字され、流用・電子取得不可）

（２）大学への事前フォーム報告

下記大学ホームページに掲載する「**JASSO 奨学金在学定期採用に係る申請開始報告フォーム**」に必要事項（学生番号、氏名等）を入力して送信してください。**送信完了画面と送信完了自動返信メールに、この後のスカラネット入力に必要な識別番号（ID・パスワード）を表示しますので、「下書き用紙」表紙の所定の欄に忘れずに転記してください。識別番号がなければこの先の手続きに進めなくなります。**なお、事前にフォーム報告したが、在学採用に申請しなくなった場合は、学生センター窓口（学生支援係）に必ず速やかに報告してください。

【フォーム掲載場所】

大学ホームページ > 在学生 > 授業料・奨学金 > 高等教育の修学支援新制度、入学科・授業料の免除、徴収猶予 > I. 学部生（留学生、3浪以外の者） > ◆申請方法
URL : https://www.otaru-uc.ac.jp/student/exemption/#gakubu_zaijaku

（３）各種書類の記入

「下書き用紙」、「奨学金確認書兼地方税同意書」に必要事項を記入し、作成してください。スカラネットの入力に移る前に、入力時に誤りが生じないよう、必ず「下書き用紙」の記入を行ってから入力を行ってください。**「下書き用紙」の記入を行わずにスカラネットの入力に移ることは認められません。**スカラネットは奨学生となるあなた自身に入力していただきますので、**生計維持者等に入力を任せることも認められません。**「下書き用紙」の段階であなただけでは分からないことがある場合には、生計維持者等に必要事項を確認して「下書き用紙」に記入しておいてください。

給付奨学金と貸与奨学金を同時に新規申請する場合は、１つの下書き用紙に内容を全て記入してください。給付と貸与でばらばらに下書き用紙を用意しないでください。既に JASSO 奨学金採用候補者となっており進学届を入力提出した奨学金のことは、それは新規申請ではないため下書き用紙に記入しないでください。

書類に間違いや質問が多い内容のみ抜粋しますので、下記の留意点に従って記入を進めてください。

< 記入時に注意する項目（抜粋） > 例年、間違いが多いので注意

「下書き用紙」については以下のとおり記入すること。

「識別番号の入力」 事前フォーム報告完了画面にて表示された ID・パスワードを転記しておくこと

「奨学金学種（学校）・申込の選択」 必ず「大学」と「定期採用」を選択すること

「ログイン」 「奨学金確認書兼地方税同意書」に印刷されている申込 ID と初期パスワードを記入

以下からは「希望する奨学金」の列に「全員」「給付」と記載されている項目を記入すること
（ただし、給付と同時に貸与奨学金の新規申込みを希望する場合は、「第一種・第二種」の項目も記入すること）

「STEP3 ②奨学金申込情報」

「1. 高等教育の修学支援新制度（給付奨学金及び授業料等減免）を希望しますか」：

必ず「希望します」を選択すること

「2. 貸与奨学金」：同時に新規申込みを希望する場合のみ選択すること。既に貸与を受けており、貸与奨学金の種類を変更しない場合は、「希望しません」を選択すること。

「STEP3 ③あなたの在学情報」

【(3)学部（科）名】 → 「商学部」

【(9)正規の修業年限】 → 4年0か月

※下書き用紙は「西暦 年 月」と印字されていますがこれは JASSO の誤記載ですので、4年0か月と記入・入力してください。

【(10)キャンパス住所】 → 〒047-0034 北海道小樽市緑3丁目5番21号

【(11)通学形態】

→ 「自宅外通学」を選択した場合のみ、「自宅外通学」となるあなたの現住所（今住んでいる住所）を記入すること

※記入するのは実家住所ではありません

※現住所と住民票に記載された住所が異なっても、現住所を記入すること

「STEP6 ⑧貸与奨学金返還誓約情報・給付奨学金本人情報」

(4)あなたの現住所

→現住所と住民票に記載された住所が異なっても、現住所を記入すること

(5)電話番号

→自宅電話番号がなければ「自宅」の欄は空白とし、「携帯電話番号」の記入のみで構いません。

「STEP7 ⑨あなたの家族情報」

父母がいる場合、生計維持者①及び②に情報を記入すること。

また、「3. 2024年12月31日時点の生計維持者①と生計維持者②の扶養親族」と「4. 2025年12月31日時点の生計維持者①と生計維持者②の扶養親族」を全員記入、「7. あなたと生計維持者（原則父母）の資産の額」をそれぞれ記入すること。

記入・入力に誤りがあった場合、給付奨学金において、多子世帯に判定されなくなり、今後、適切に給付奨学金の受給や授業料等の減免を受けられなくなるおそれがありますので、絶対に間違わないようにすること。

【マイナンバー（個人番号）の提出等に関する入力内容記入欄】

個人番号提出可否の選択は、原則として「提出できます」を選択すること

「奨学金確認書兼地方税同意書」については以下に従って記入すること。

- ・「申込者本人」の欄は、必ず本人が記入すること
※現住所と住民票に記載された住所が異なっても、現住所を記入すること
- ・「申込者本人の身元確認書類」の欄には、身元確認書類（例 学生証）のコピーを貼り付けること
- ・「生計維持者①及び②」の欄は、父母が必ず各自で記入すること

※父母が遠方に住んでいる場合は、この同意書を父母に送付して自署してもらうことになりますので、余裕をもって父母に依頼、送付すること

なお、「案内」25 ページに記載されている【該当者のみ】の書類（外国籍、社会的養護を必要とする人、マイナンバーを提出できない人 等に係る書類）については、ご自身が提出対象となる場合に、別途、学生センター窓口（学生支援係）にすぐご相談ください。

（４）スカラネット入力

提出期限（後述のスケジュール参照）までに、「スカラネット」にログインして入力を行ってください。スカラネット入力は奨学生となるあなた自身が「下書き用紙」に記入した内容を見ながら入力することになります。「下書き用紙」を用意しないことと生計維持者等の他者に入力を任せることは一切認められません。

給付奨学金と貸与奨学金を同時に新規申請する場合は、**1 回**の入力で同時に申請してください。ばらばらに申請入力することは認められません。既に JASSO 奨学金採用候補者となっており進学届を入力提出した奨学金のことは、それは新規申請ではないため入力しないでください。

■JASSO「スカラネット」：<https://www.sas.jasso.go.jp>

＜ 入力の際、スカラネットのトップ画面で注意する項目 ＞

（例年、間違いが多いので注意）

- ・ログイン後の画面にて 【奨学金の新規申込・進学届の提出】 を選択すること。その次に 【在学採用の申込】、【大学等】 を選択し、[申込画面へ] ボタンを押すこと

※【予約採用の申込】や【進学届の提出】でも、【大学院】でもありません。

- ・識別番号を入力後の画面にて、【（１）定期採用】 を選択し、[次へ] ボタンを押すこと

スカラネットによる詳しい入力手順は「案内」26 ページ以降を参照してください。

入力完了後に表示される 受付番号 を「下書き用紙」1 ページ目の欄に転記してください。

（５）インターネットによるマイナンバーの提出

スカラネット申込完了後にスカラネット「メインメニュー」画面からアクセスできるマイナンバー提出用サイトからマイナンバーを提出します。提出手順は「案内」30 ページ以降を参照してください。

※マイナンバー提出可否の選択は、原則として「提出できます」を選択してください。

※提出するのは”マイナンバーカード”ではなくマイナンバー（番号）です。カードを発行していない、失効しているからといって、マイナンバーを提出できないと届け出るのはやめてください。（「提出できない」を選択するのは、やむを得ない事情があって番号を持っていない方のみです。）

（６）「奨学金確認書兼地方税同意書」の郵送

インターネットによるマイナンバーの提出完了後 1 週間以内に、大学ではなく、専用の封筒で直接 JASSO に簡易書留で郵送してください。郵送の前には必ずコピーを取り、手元に控えを残してください。

○提出スケジュールについて

	(2) 大学への事前 フォーム報告	(4) スカラネット入力 (5) インターネットによる マイナンバーの提出 (6) 「奨学金確認書兼地 方税同意書」の郵送	(参考) 「奨学金確認 書兼地方税同意書」 の JASSO 必着期限 (期限に間に合いそ うになくともとにかく 送ってください)	初回振込日	選考結 果通知 予定月
第 1 回	9 月 28 日 (月)	9 月 1 日 (水) ~ 9 月 28 日 (月)	10 月 1 日 (木)	11 月 11 日 (水) 又は 12 月 11 日 (金)	11 月又 は 12 月
第 2 回	10 月 26 日 (月)	10 月 1 日 (木) ~ 10 月 26 日 (月)	11 月 2 日 (月)	12 月 11 日 (金) 又は 1 月 8 日 (金)	12 月又 は 1 月

なお、特別な事情（病気等）を除き、原則、上記期間を超えて提出・入力することを認めません。特別な事情があった者は、その詳細な理由とともに学生センター窓口（学生支援係）にすぐ相談してください。

○学生センター窓口開放時間

月曜日～金曜日	授業のある期間	8 : 30～12 : 00、13 : 00～19 : 30 ※ただし、17 : 15～19 : 30 は夜間主コース学生の講義に関すること等の専用窓口であり、奨学金担当者は原則不在。 <u>よって、奨学金手続きは 17 : 15 までに行ってください。</u>
	授業のない期間	8 : 30～12 : 00、13 : 00～17 : 15
土曜日・日曜日・祝日・年末年始		閉鎖

※授業のない期間とは、夏季、冬季、春季休業や臨時休業及び定期試験期間のうち夜間主コースの試験のない日などです。

VI. 採用後の手続き

採用者は、決定通知の前にまず初回振込日に奨学金の振込があります（原則、毎月 11 日振込）。“不採用の場合”、“JASSO にて審査に時間を要し採用保留状態の場合”又は“支援区分「多子世帯」として採用され、給付奨学金支給月額 0 円の場合”は振込がありません。

その後、JASSO から採否に伴う書類（奨学生証、不採用通知書類等）が大学へ到着しますので、次表の時期にメール通知を行います。採用者には、採用者説明会の詳細をメールで通知します。一方、不採用者には、学生センター窓口（学生支援係）にて通知書を配付しますので、その受取期限をメール通知に記載します。

採用者説明会では、採用決定に伴う書類を交付し、この後、大学に対して提出が必要な書類を含む事項を、採用者へ説明します。必ずメール通知を確認の上、説明会に出席してください。ただし、採用者が少ない場合には、説明会ではなく、個別に学生センター窓口（学生支援係）にて書類を配付し簡単に説明を行いますので、ご注意ください。

採用区分	メール通知時期	採用者説明会（又は個別配付）実施時期	最初の授業料等減免結果の通知時期
11 月採用	11 月下旬	11 月下旬～12 月上旬	12 月中
12 月採用	12 月下旬	12 月下旬～1 月上旬	12 月中
1 月採用	1 月下旬	1 月下旬～2 月上旬	1 月中

JASSO での審査に時間を要し採用が保留となったときは 2 月以降の採用になる場合があります。

授業料等減免の審査及び授業料等の徴収猶予申請・審査は、每期（前期・後期）行います。每期しおりも作成して案内しますので、今期以降も、每期必ずその内容を確認してください。

○（採用後）授業料等減免の審査・結果の通知方法について

・授業料等減免の審査結果通知に記載される期日まで、授業料等の支払いが猶予されます。したがって、その通知があるまで授業料等の支払いは生じません。

※2026 年度後期は 11 月 24 日（火）に授業料の口座引き落としがありますが、上記の者については口座引き落としを行わず、支払いが猶予されます。

・学内で授業料等減免の審査を行った後、最初の結果通知は上表の時期に、大学メールアドレス（g1～@edu.otaru-uc.ac.jp のアドレス）宛にメールを送信します。

・審査の結果、「一部減額」や「不許可」となった場合は、減額されなかった授業料等の残りの額（「不許可」となった者は授業料等の全額）を結果通知に記載された期までに納付しなければなりません。**結果通知時期からあまり期間を空けずに納付していただくこととなります。**

ただし、前述の「V.（希望者のみ）授業料徴収猶予制度」のとおり申請し、許可された者の納付期限は下記のとおりとなります。

★徴収猶予を申請し、許可された者の授業料残額納付期限

2027 年 3 月卒業予定者・・・ 2027 年 2 月 12 日（金）（予定）

上記以外の学生・・・ 2027 年 2 月 26 日（金）（予定）

なお、これを 2027 年度前期以降も每期受けるためには、授業料等の徴収猶予も每期申請しなければなりません。